

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	サンネクスタグループ株式会社			コード	8945
提出日	2020/9/7	異動（予定）日	2020/9/25		
独立役員届出書の提出理由	・ 定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため ・ 2020/9/2提出分の亀川雅人氏の氏名の一部訂正				
☒ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／ 社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の 同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当 なし		
1	長山 宏	社外取締役	○													○		有
2	亀川 雅人	社外取締役	○													○	新任	有
3	阿部 嘉彦	社外取締役	○													○	新任	有
4	中西 康晴	社外取締役	○										△				新任	有
5	笹本 憲一	社外取締役	○													○	新任	有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1		当社と長山宏氏は、現経営において、特別な取引関係が無いことから、意思決定に対して影響を与えることはありません。 また、同氏本人においても、株主の負託を受けた独立機関として、中立・公正な立場を保持していると判断しております。 その他、社外役員の独立性については、当社独立役員の「独立性」に関する判断基準、また上場規則及び社会通念を判断の基準としながら総合的に考慮して、一般株主の利益を書さない適正な独立性を確保していると判断しております。
2		当社と亀川雅人氏は、現経営において、特別な取引関係が無いことから、意思決定に対して影響を与えることはありません。 また、同氏本人においても、株主の負託を受けた独立機関として、中立・公正な立場を保持していると判断しております。 その他、社外役員の独立性については、当社独立役員の「独立性」に関する判断基準、また上場規則及び社会通念を判断の基準としながら総合的に考慮して、一般株主の利益を書さない適正な独立性を確保していると判断しております。
3		当社と阿部嘉彦氏は、現経営において、特別な取引関係が無いことから、意思決定に対して影響を与えることはありません。 また、同氏本人においても、株主の負託を受けた独立機関として、中立・公正な立場を保持していると判断しております。 その他、社外役員の独立性については、当社独立役員の「独立性」に関する判断基準、また上場規則及び社会通念を判断の基準としながら総合的に考慮して、一般株主の利益を書さない適正な独立性を確保していると判断しております。
4	中西康晴氏は、扶桑合同法律事務所のパートナーであり、当社グループと同氏との間には、過去1百万円未満の取引が存在しましたが、取引額が僅少のため、独立性に影響を与えるおそれがないと判断しております。	当社と中西康晴氏は、現経営において、特別な取引関係が無いことから、意思決定に対して影響を与えることはありません。 また、同氏本人においても、株主の負託を受けた独立機関として、中立・公正な立場を保持していると判断しております。 その他、社外役員の独立性については、当社独立役員の「独立性」に関する判断基準、また上場規則及び社会通念を判断の基準としながら総合的に考慮して、一般株主の利益を書さない適正な独立性を確保していると判断しております。
5		当社と笹本憲一氏は、現経営において、特別な取引関係が無いことから、意思決定に対して影響を与えることはありません。 また、同氏本人においても、株主の負託を受けた独立機関として、中立・公正な立場を保持していると判断しております。 その他、社外役員の独立性については、当社独立役員の「独立性」に関する判断基準、また上場規則及び社会通念を判断の基準としながら総合的に考慮して、一般株主の利益を書さない適正な独立性を確保していると判断しております。

4. 補足説明

(1) 当社は、東京証券取引所が定める独立性基準を踏まえ、以下のとおり当社独立役員の「独立性」に関する判断基準を定めており、この判断基準に該当しない社外役員を一般株主との利益相反が生じるおそれのない独立役員として選任しております。

＜ご参考＞当社の独立役員の「独立性」に関する判断基準

下記項目に該当する場合には、独立性があるとはしない。

- a. 当該会社の親会社又は兄弟会社の業務執行者
 - (1) 当社の親会社、子会社、兄弟会社の業務執行取締役、執行役、社員である者
 - (2) 当社の親会社、子会社、兄弟会社の業務執行取締役、執行役、社員であった者
- b. 当該会社を主要な取引先とする者若しくはその業務執行者又は当該会社の主要な取引先、若しくはその業務執行者
 - (1) 当社若しくは当社の親会社、子会社、兄弟会社との取引が相手先の取引（売上高、仕入高、収益）の過半数を占める取引先、その業務執行取締役、執行役、社員である者
 - (2) 当社若しくは当社の親会社、子会社、兄弟会社との取引が相手先の取引（売上高、仕入高、収益）の過半数を占める取引先の業務執行取締役、執行役、社員であった者
 - (3) 当社若しくは当社の親会社、子会社、兄弟会社の主要取引先（前事業年度における売上高又は仕入高が、売上高総額又は仕入額総額の10%以上、又は上位10社に入るような取引先）、その業務執行取締役、執行役、社員である者
 - (4) 当社若しくは当社の親会社、子会社、兄弟会社の主要取引先（前事業年度における売上高又は仕入高が、売上高総額又は仕入額総額の10%以上、又は上位10社に入るような取引先）の業務執行取締役、執行役、社員であった者
 - (5) 当社若しくは当社の親会社、子会社、兄弟会社の融資取引を有する金融機関の業務執行取締役、執行役、社員、若しくはそうであった者
 - (6) 日本住宅ネットに参加している先、その業務執行取締役、執行役、社員、若しくはそうであった者
- c. 当該会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家
 - (1) 当社若しくは当社の親会社、子会社、兄弟会社から役員報酬以外にコンサルタント、会計士、弁護士として年額100万円以上の金銭その他の財産を得る予定がある者、若しくは過去2年間に受けていた者
 - (2) 前(1)が法人、組合等の団体の場合である場合には、当該団体に所属している者、若しくは所属していた者
- d. 当該会社の主要株主
 - (1) 当社の議決権総数の3分の1以上の株式を保有する株主（主要株主）、その業務執行取締役、執行役、社員である者
 - (2) 当社の議決権総数の3分の1以上の株式を保有する株主（主要株主）の業務執行取締役、執行役、社員であった者
- e. 最近において上記aからdに該当していた者
 - (1) 判断時点の過去1年間に於いて、上記aからdに該当していた者
- f. 近親者
 - (1) 上記aからeに該当する者の2親等以内の親族
 - (2) 当社及び子会社の取締役、マネージャー以上の社員である者の2親等以内の親族
 - (3) 判断時点の過去1年間に於いて、前(2)に該当していた者

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。